

## 新型コロナウイルスに関する情報について

【最新情報】最新の情報が掲載されています。

経済産業省の支援策

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

経済産業省：新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（パンフレット）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html)

石川県：新型コロナウイルス感染症について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/corona.html>

輪島市：新型コロナウイルス感染症関連情報

<https://www.city.wajima.ishikawa.jp/article/2020030300015/>

### 【経営相談】

輪島商工会議所「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」

新型コロナウイルスによる事業への影響など経営に関する相談や情報提供を行なっています。

問い合わせ先 輪島商工会議所 業務課

TEL 22-7777（平日 8:30～17:15）

その他相談窓口について

○日本政策金融公庫 金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275

国民生活事業 TEL 076-263-7191

（平日 9:00～17:00）

○商工組合中央金庫 金沢支店 TEL 076-221-6141

（平日 9:00～15:00）

○石川県産業創出支援機構 TEL 076-267-6711

（よろず支援拠点）（平日 8:30～17:15 土日祝 10:00～17:00 電話のみ）

○石川県信用保証協会 TEL 076-222-1522

（平日 9:00～19:00 土日祝 9:00～17:00）

## 【資金繰り支援に関する情報】

### 信用保証制度

#### ① セーフティネット保証（4号）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者への資金繰り支援措置として、一般保証枠とは別枠の保証枠が利用できます。

- 要件**
- ① 当市において1年以上事業を継続している
  - ② 新型コロナウイルスの影響を受け、直近1ヵ月の売上高が前年同月に比して20%以上減少、かつ、その後2ヵ月を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる事業者

**保証** 限度額 一般保証枠（最大2億8,000万円）と別に特別枠（最大2億8,000万円）  
保証割合 借入債務の100%

**利用** 市町村の認定を受け、金融機関又は石川県信用保証協会へ持参の上、融資申し込み。

#### ② セーフティネット保証（5号）

新型コロナウイルスの影響を受ける業種に属する中小企業者への資金繰り支援措置として、一般保証枠とは別枠の保証枠が利用できます。

- 要件**
- ① 指定業種に属する事業を行なっている。
  - ② 最近3ヵ月の売上高等が前年同期比5%以上減少している事業者。
- ※指定業種は商工会議所へお問い合わせ下さい。  
※時限的運用緩和…2月以降、直近3ヵ月の売上高が算出可能となるまでの間、直近1ヵ月の売上高等とその後2ヵ月の売上高を含む3ヵ月の売上高等の減少でも可。  
(例：2月の売上実績+3、4月の売上高見込み)

**保証** 限度額 一般保証枠（最大2億8,000万円）と別に特別枠（最大2億8,000万円）  
保証割合 借入債務の80%

**利用** 市町村の認定を受け、金融機関又は石川県信用保証協会へ持参の上、融資申し込み。

※信用保証に関するお問合せ 石川県信用保証協会 TEL 076-222-2251

### 日本政策金融公庫

#### ① 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）の要件緩和

社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている、又は今後影響の恐れがある中小・小規模事業者を支援する融資制度

**限度額** 中小企業7億2,000万円、小規模事業者4,800万円

**融資期間** 設備15年以内 運転8年以内

**お問合せ** 日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275  
国民生活事業 TEL 076-263-7191

#### ② 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

コロナウイルスの影響により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方が対象の融資制度（運転資金のみ）

**限度額** 【旅館業】別枠3,000万円 【飲食店・喫茶店営業】別枠1,000万円

**融資期間** 7年以内

**お問合せ** 日本政策金融公庫金沢支店 国民生活事業 TEL 076-263-7191

### ③海外展開・事業再編資金

海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けている方を支援する融資制度

**限度額** 中小企業 14億4,000万円 小規模事業者 7,200万円

**融資期間** 設備 20年以内 運転 7年以内

**お問合せ** 日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275

国民生活事業 TEL 076-263-7191

### 県制度融資

#### ①経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）の要件拡充

新型コロナウイルスの影響により、資金繰りに支障が生じる事業者への一層の資金繰り対策として、要件等を拡充します。

**要件** (1)最近3ヵ月間の売上高又は販売数量が前年同期に比して3%以上減少

(2)売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1ヵ月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できないもの

(3)新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高又は販売数量が、前年同期に比して3%以上減少しているもの ※今回追加要件

**金利** 要件(3)の場合、固定で1.0%以内。

**保証料** セーフティネット4号認定の場合0.5%、5号認定の場合0.4%

**お問合せ** 石川県経営支援課 TEL 076-225-1521

※この他、新型コロナウイルスの影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、政府系、民間金融機関等に対し、適時適切な貸出、既往債務の条件変更、年度末の資金繰り等について配慮するよう要請されております。

### 【助成金・補助金等に関する情報】

#### ①雇用調整助成金の特例措置・対象拡大

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、休業手当、賃金等の一部を助成する助成金。今般、新型コロナウイルスの影響を踏まえた特例措置、対象拡大が行われます。

**助成内容 助成率** 大企業 1/2 中小企業 2/3

**支給限度日数** 1年間で100日（3年間で150日）

お問合せ 石川労働局 職業対策課 TEL 076-265-4428

#### ②小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金）

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設されます。

③時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、テレワーク導入や特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援。既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設けます。

助成内容	テレワークコース	助成率	1／2	限度額	100万円
------	----------	-----	-----	-----	-------

助成内容	職場意識改善コース	助成率	3／4	限度額	50万円
------	-----------	-----	-----	-----	------

④生産性革命推進事業（令和元年度補正予算事業、時期未定）

新型コロナウイルスの影響を受けながらも、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、IT化に取り組む事業者を優先的に支援します。

・ものづくり・商業・サービス補助

中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助

・持続化補助

小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援

・IT導入補助

バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援

※②、③、④は詳細が分かり次第、お知らせします。

【その他のお知らせ】

①申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が延長

新型コロナウイルス拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日（木）まで延長されました。

②産業界への下請配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止のため、業界団体等を通じて、親事業者に配慮を求める要請がありました。

親事業者から不当な発注等を受けた場合など、下記までお問合せください。

**お問合せ** 下請けかけこみ寺 TEL 0120-418-618

③海外に拠点・取引先を持つ事業者向けにジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、情報提供をしています。

ジェトロ HP「新型コロナウイルス感染拡大の影響」

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>